

# 令和2年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

## I 所管事項説明

	ページ
1 今後の県立高等学校の活性化について……………	1
2 「女性活躍推進アクションプラン（第二期）」について……………	6
3 夜間中学等の学び直しの機会の確保について……………	9
4 特別支援学校の整備について……………	15
5 不登校児童生徒への支援について……………	19
6 今後の部活動について……………	28
7 鈴鹿青少年センターの見直しについて……………	30
8 三重県総合教育会議の開催状況について……………	34
9 審議会等の審議状況について……………	36

令和2年12月10日

教育委員会

# 1 今後の県立高等学校の活性化について

## 1 県立高等学校教育を取り巻く状況

### (1) 新しい時代の高等学校教育の在り方についての国における審議状況

産業構造や社会システムの変化、少子化の進行等社会が急速に変化し予測困難となっていることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が学校教育にも大きな影響を及ぼしている中で、国においては、新しい時代の学校教育のあり方についての議論が進められており、令和2年11月、中央教育審議会が設置した新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループから「審議まとめ」が公表され、各高等学校の存在意義や社会的役割等の明確化、普通科改革等の方策が示されました。(別紙)

### (2) 新しい学習指導要領の実施

高等学校では、「社会に開かれた教育課程」の実現、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進等をめざす新しい学習指導要領が、令和4年度から年次進行で実施されます。

### (3) 「県立高等学校活性化計画」の推進と本県における少子化への対応状況

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」(計画期間は平成29年度から令和3年度までの5年間。以下、「計画」という。)に基づき、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力や社会とつながり貢献する力の育成に取り組むとともに、生徒一人ひとりに応じた多様な教育や地域で学び地域を活かす教育を推進しています。

また、高等学校は、社会性の育成が重要となること、学習ニーズに応じた幅広い教科・科目の開設、学校行事や部活動の充実のためには一定の規模が必要となることなどから、三重県では望ましい学校規模を1学年3～8学級とし、1学年2～3学級規模の高等学校については、学校ごとに活性化協議会を設置して、地域と一体となった活性化の取組を推進し、学校の魅力化に取り組んでいます。

このような中、県全体の少子化の影響を受け、県内の中学校卒業生数は、平成元年度の29,994人から、令和3年3月には15,781人(平成元年度比約53%)に減少しています。全日制課程を置く県立高校数は、平成元年度の62校(含分校)から、令和3年度には54校(含分校)(平成元年度比87%)に、1校あたりの平均学級数は7.82学級から5.43学級となっています。中学校卒業生数は、令和4年3月に前年度を上回るものの、翌令和5年3月以降の5年間で1,000人程度減少することが見込まれるため、そのことをふまえた対策が必要となります。

	平成元年度	平成10年度	平成20年度	平成30年度	令和3年度
県立高校設置数 (全日制)	62校	62校	61校	54校	54校
県立高校総学級数 (全日制)	485学級	422学級	335学級	306学級	271学級
中学校卒業生数	29,994人	22,779人	18,392人	17,458人	15,781人

※県立高校設置数には校舎制の学校(分校)を含む。

中学校卒業生数は当該年度の前年度3月に卒業した数。(平成元年度→平成元年3月卒業)

## 2 「次期県立高等学校活性化計画」の検討

現計画は令和3年度末までが計画期間であることから、次期計画の策定に向けて、本年8月に教育改革推進会議において審議を始めました。

次期計画の策定にあたっては、社会の変化や高等学校を取り巻く状況をふまえて、本県の高校生にどのような力を育み、高等学校でどのような教育を進めるべきかなど、これからの三重の高校教育やこれからの学びを実現していくための県立高校の在り方等についての検討が必要です。そのため、既存の高校教育の枠にとらわれない幅広く多様な観点・角度から調査・考察を加えられるよう、令和2年10月、学識経験者、地域産業界、不登校児童生徒や外国人児童生徒への支援などの専門的識見を有する方、社会で活躍する県立高校の卒業生などさまざまなバックボーンや経験を持つ方々で構成する「県立高等学校みらいのあり方検討委員会」(以下、「みらい委員会」という。)を設置しました。

### <みらい委員会での検討状況>

第1回では「これからの時代を生きる生徒たちは高等学校においてどのような学びをするべきか」や「そのために高等学校は生徒たちにとってどのような存在であるべきか」について協議し、新たな時代に対応した高等学校教育には「ものごとを考えて解決するための方法を体験的に学べるようにすることが必要」、「一人ひとりの成長に応じた学びができるようにすることが必要」、「日本人・外国人の区別なく、互いを理解し、互いに関わり、文化の違いを肯定しあえるようにしていくことが必要」、「学校ごとに目指すところを明確にし、中学生が自分に合った高校を選択しやすくできるようにしていくことが必要」等の意見が示されました。

第2回以降は、「新たな時代に対応した高等学校教育の推進」、「生徒を誰一人取り残さない教育環境づくり」、「これからの社会の変化と県立高等学校の学びに対応した社会性・人間性の育成」、「県立高等学校の規模と配置」といったテーマ等で幅広く多様な観点・角度から議論して意見を交わすとともに、今後のみらい委員会での議論の深化につなげられるよう、高校生へのアンケートの実施や学校への視察等を行いながら、令和3年度にかけて協議を続けていきます。

### 3 今後の予定

中学校卒業生数の推移や中学生を取り巻く社会情勢は、地域ごとに状況が異なっていることから、地域の高等学校教育や県立高等学校のあり方等について協議を行っている伊賀・伊勢志摩・紀南等の各地域協議会にもみらい委員会の協議内容を共有し、各地域における協議に活用するとともに、教育改革推進会議における審議にも活かしながら、令和3年度末に策定する次期計画につなげていくこととします。

# 新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（概要）

～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～

（令和2年11月13日）

## 第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

- ▶ 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験などを持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動が極めて重要
- ▶ 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高校生の学習意欲を喚起するためのものへと転換することが必要
- ▶ 大学入学や就職等の出口のみを目標とすることなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠
- ▶ 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校教育の在り方の検討が必要

## 第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- ▶ 学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・在り方を再認識
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化
- ▶ 遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥らず、最適な組合せによって、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現が必要

これらの前提を踏まえ、以下の方策を実施

## 第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

### 【1. 各学科に共通して取り組むべき方策】

#### ① 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成

- ▶ 国内外の大学、企業、地元市町村等の関係機関と連携した高度かつ多様な学びの提供

#### ② 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現

- ▶ 中山間地域・離島等に立地する小規模高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることで、地理的制約を超えて教育資源を効果的に活用
- ▶ 都道府県は、地元市町村等との丁寧な意見交換を通じて公立高等学校の在り方を検討。その際、総合教育政策会議を活用した首長部局との連携も有効

#### ③ 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）

- ▶ 各設置者が、各高等学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義

#### ④ 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）の策定

- ▶ 各高等学校は、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（仮称）を策定・公表

#### ⑤ 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現

- 各高等学校の目的を踏まえ、地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進（例：地元市町村等との協働体制であるコンソーシアムの構築）

## 第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

### 【2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化】

#### 〔1〕普通科改革

- ▶ 各設置者の判断により、「普通教育を主とする学科」として、下記のような特色・魅力ある学科の設置を可能化

#### 〔学際的な学びに重点的に取り組む学科〕

- ・SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質・能力を育成
- ・国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関等との連携・協働により、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築などを実施

#### 〔地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科〕

- ・地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する資質・能力を育成
- ・地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体等との連携・協働により、フィールドワークや事例研究、社会人講座などを実施

〔その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科〕 上記2学科を参照しつつ育成を目指す資質・能力を設定し、関係機関との連携・協働した教育を実施

#### 〔2〕専門学科改革

- ▶ 産業界を核として地域の産官学が一体となって、将来の地域産業界・高等学校段階での人材育成の在り方を検討し、それに基づく教育課程を開発・実践
- ▶ 産業教育施設・設備の計画的な整備、これを支える財政的措置の充実、地元企業の施設の活用等の工夫による最先端の施設・設備に触れる機会を創出

#### 〔3〕新しい時代に求められる総合学科の在り方

- ▶ 多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進

## 第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証

### 【1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応】

- ▶ 制度創設時と異なり勤労青年に限らず多様な生徒が在籍している定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するため、SC・SSW等の専門スタッフの充実、関係機関との連携促進、ICTの効果的な活用、少年院在院者への高等学校教育機会の提供等を推進

### 【2. 高等学校通信教育の質保証方策】

#### 〔1〕教育課程の編成・実施の適正化

- ▶ 各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け
- ▶ 面接指導は少人数で行うことを基幹とすることや、集中スクーリングにおいて1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する観点別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化

#### 〔2〕サテライト施設の教育水準の確保

- ▶ 実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底、面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保

#### 〔3〕多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- ▶ 養護教諭、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数を明確化

#### 〔4〕主体的な学校運営改善の徹底

- ▶ 法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表
- ▶ 教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け、ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究を実施

## 2 「女性活躍推進アクションプラン（第二期）」について

### 1 三重県教育委員会特定事業主行動計画について

平成 27 年に、10 年間の時限立法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することにより、男女の人権が尊重され、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現をめざすこととされ、都道府県等の特定事業主に行動計画の策定が義務付けられました。

これを受け、三重県教育委員会においても、女性活躍の推進に関する取組を計画的に推進するため、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の計画期間とする特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン」（以下「プラン」という。）を平成 28 年 3 月に策定し、取組を進めています。

このプランの対象となるのは、県教育委員会事務局職員、県立学校の教職員、小中学校の県費負担教職員です。

現行プランでは、計画期間の最終年度である令和 2 年度の「管理職に占める女性職員の割合」の目標値を「20%」に設定して取組を進めた結果、令和 2 年度の実績値は、22.3%となり、目標を達成することができました。

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
管理職に占める女性職員の割合	15.7%	16.3%	17.7%	18.7%	20.5%	22.3%

※管理職とは、小中学校及び県立学校の校長・教頭、県立学校の事務長及び県教育委員会事務局の課長級以上をいいます。

### 2 第二期プランの策定について

現行プランが今年度で最終年度を迎えることから、関係法令や国が新たに示した策定指針等をふまえ、学校現場の教職員も参加する策定検討会議において、これまでの取組や女性活躍の現状・課題について把握・分析を行ったうえで、第二期プランを策定します。

#### (1) 計画の方針

- 女性活躍の意義の理解と組織全体での取組の推進
- 採用から登用までの各段階における取組の推進
- 女性が活躍できる職場環境の整備

#### (2) 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

(3) 推進体制

- アクションプランに基づく各所属での取組
- 女性活躍推進委員会による進捗管理
- 市町教育委員会との適切な連携

(4) 数値目標

- 職業生活に関する機会の提供に関する目標
  - 職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備に関する目標
- ※それぞれに具体的な事項と数値目標を設定します。

3 今後の予定

3月の教育警察常任委員会において計画案を報告し、今年度中に策定します。

# 三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン」

## 次期プランの策定

### 策定の趣旨

平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、積極的かつ主体的に女性活躍に関する取組を実施するため、特定事業主行動計画を策定。

現在の計画が令和2年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組や女性活躍の現状・課題について把握・分析を行ったうえで、令和3年度から5年間の新たな計画を策定する。

※ 計画の対象：三重県教育委員会が任命する職員  
(小中学校の県費負担教職員及び県教育委員会事務局職員を含む)

### 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

### 計画の方針

- 女性活躍の意義の理解と組織全体での取組の推進
- 採用から登用までの各段階における取組の推進
- 女性が活躍できる職場環境の整備

### 推進体制

- アクションプランに基づく各所属での取組
- 女性活躍推進委員会による進捗管理
- 市町教育委員会との適切な連携

### 数値目標

※以下の区分ごとに数値目標を設定

- 職業生活に関する機会の提供に関する目標  
【現行プラン：管理職に占める女性職員の割合 20%】
- 職業生活と家庭生活の両立のための勤務環境の整備に関する目標  
【現行プランでの設定なし】

## 現行プランの現状等

### 主な取組

- 採用
  - 教員志望者を増やすための、教員採用選考試験の実施方法や応募要件などの継続的な見直し
  - 教員採用選考試験説明会や教員養成系大学での出前授業などにおいて、教員という職業の魅力や女性活躍推進の取組などを紹介
  - 教職経験者等を対象とした特別選考により、教諭や講師として活躍した経歴を持つ人材を採用
- 配置・育成・登用
  - 育児や介護など家庭生活の状況に配慮した人事配置
  - 女性職員の主幹教諭・指導教諭への登用、教諭段階における主任経験、教育委員会事務局との人事交流などによる人材育成
  - 意欲と能力を重視した女性職員の管理職への積極的な登用
- 職場環境の整備
  - 子育てや介護との両立に取り組む職員を支援するための休暇制度等の周知や意識啓発
  - 総勤務時間の縮減に向けた各学校における取組方針の策定・実施等への働きかけ
  - 調査・会議の見直しや事務処理のICT化などの総勤務時間の縮減の取組の推進

### 現状

		小学校	中学校	県立学校	全体
新規採用教員における女性の割合	H27	62.7%	44.9%	45.2%	53.9%
	R2	57.0%	34.5%	55.7%	50.8%

		小学校	中学校	県立学校	事務局	全体
女性職員の割合	H27	62.6%	44.1%	39.9%	24.1%	50.5%
	R2	63.1%	45.5%	41.4%	27.6%	51.9%

※臨時及び非常勤職員を除く

		H27	R2
小学校の校長・教頭における女性の割合		20.3%	29.5%
中学校の校長・教頭における女性の割合		7.9%	11.4%
県立学校の校長・教頭における女性の割合		9.4%	13.1%
県立学校の事務長における女性の割合		18.6%	20.0%
事務局の管理職における女性の割合		12.1%	20.0%
全体		15.7%	22.3%

		小学校	中学校	県立学校	事務局
月平均時間外労働時間数		25.9時間	39.1時間	17.8時間	19.5時間
男性の育児休業取得率		4.2%		3.9%	0.0%
男性の育児参加休暇取得率		—		69.9%	100.0%
年次休暇の平均取得日数		12.6日	10.2日	13.3日	10.7日

※R1年度実績

## 成果と課題

○公立学校の新規採用教員における女性の割合や県教育委員会全体の女性職員の割合は、50%を超えており、女性が多く活躍している職場となっている  
⇒引き続き教員の資質にとみ、意欲ある女性が多く活躍できるよう積極的かつ継続的な取組が必要

○女性管理職の割合は、全体で22.3%となっており、目標を達成している  
○公立学校の中でも校種によって差異があり、中学校や県立学校で女性管理職の割合が低い  
⇒校種間の差異の解消も含め、女性職員の管理職への登用に向けた更なる取組が必要

○時間外労働時間数は、減少傾向にあるものの小中学校で多い  
○男性の育児休業取得率は、依然として低い  
⇒総勤務時間の縮減など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革が必要  
⇒固定的な男女の役割意識の是正や男性の家庭生活への参加促進が必要

### 3 夜間中学等の学び直しの機会の確保について

平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の均等確保等に関する法律」(教育機会確保法)では、全都道府県、市町村は、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」とされています。また、同法に基づく基本方針(平成29年3月文部科学大臣決定)や、第3期教育振興基本計画(平成30年6月閣議決定)等において、国として、全ての都道府県に少なくとも一つ夜間中学等を設置することを目指すという方向性が示されています。

このような動きをふまえて、県教育委員会としても、本県における就学機会確保の在り方を検討しています。

#### 1 就学機会確保に係る全国的な動向について

##### (1) 公立夜間中学以外の就学機会確保に係る状況

文部科学省の「令和元年度夜間中学等に関する実態調査」における都道府県を対象とした調査では、全国で、自主夜間中学が23件、識字講座等が481件把握されています。

また、文化庁の「令和元年度国内の日本語教育の概要」によると、国内における日本語教育実施機関・施設等数は2,542、日本語学習者数は277,857人となっており、年々増加傾向にあります。

##### (2) 公立夜間中学以外による就学機会確保の取組の例

岡山県では、平成28年度に夜間中学設置に向けたニーズ調査を実施した結果、自分の学びたい内容を休日等に学びたいという声が多かったことをふまえ、令和元年5月から毎月第3土曜日(令和2年度から毎月第1、3土曜日)に開催する学び直しのための教室(「学びing ぱる教室」)を岡山市内に設置するとともに、県内3市(倉敷市、津山市、備前市)に委託して同様の教室を開催しています(「学びing ぱる教室」は全額県費で運営、内容は義務教育段階の国語・算数/数学・英語等)。

また、岡山市では、令和元年度に、岡山市教育委員会と市内で自主夜間中学を運営する一般社団法人「岡山に夜間中学校をつくる会」が共同で夜間中学に関するアンケートを実施しました。当該アンケートにおいて、市民810人から回答があり、そのうち143人から「(自分が)学んでみたい」という回答があったこと等をふまえ、岡山市教育委員会では、本年6月から市内2か所で、月2回の「岡山市夜間教室」を開催しています。

- ・ 和歌山県では、令和元年9月から4つの県立高校で県民の学び直しを支援する「きのくに学びの教室」を実施しています。内容は、「よみかき・生活」、「日本語・生活」、「基礎国語」、「基礎数学」、「基礎英語」で、元教員が指導しています。
- ・ 沖縄県では、平成23～29年度に、NPO法人等の民間団体へ事業委託を行い、戦中戦後の混乱期に十分な就学の機会が得られなかった学齢超過の就学希望者に対し、県内3地区において学習支援を実施していました。平成30年度より補助金に切り替えて、1団体の学び直し事業支援を継続しています。（現在、並行して、沖縄県と市町村で、公立夜間中学設置に関する協議を実施中です。）

### (3) 公立夜間中学に係る他の自治体の状況

- ・ 令和2年12月現在、10都府県において、28の市区立夜間中学が計34校設置されています。
- ・ 近年では、平成31年4月に千葉県松戸市と埼玉県川口市で、令和2年4月に茨城県常総市で、新たな公立夜間中学が設置されました。
- ・ 現時点で都道府県立の公立夜間中学は設置されていませんが、令和3年4月に、徳島県と高知県で県立の公立夜間中学が開校する予定です。

令和2年11月17日現在、入学申込みのあった生徒数は、徳島県（徳島県立しらさぎ中学校）では17名（日本国籍12名、外国籍5名）、高知県（高知県立高知国際中学校夜間学級）では5名（全員日本国籍）です。

- ・ このほか、静岡県、長崎県、札幌市、相模原市、大牟田市等で設置に向けた検討が行われています。（令和元年11月文部科学省調べ）

## 2 県内における学び直しの場の状況

学び直しの場としては、公立夜間中学の他にも識字教室や日本語教室、フリースクール等さまざまな形態があります。県教育委員会で把握している県内の教室等には、以下のようなものがあります。

- 識字教室（識字学級）（県内8か所）  
十分に学校教育を受けられず、文字の読み書きの能力を身に付けられなかった方を対象に、市町や市町教育委員会が実施。
- 日本語教室（県内34か所）  
日本語習得を目指す外国籍の方を対象に、国際交流協会やNPO法人等が実施。
- フリースクール等（県内13団体）  
不登校児童生徒を対象に、NPO法人等民間団体が、教科学習やソーシャルスキルトレーニング、心理カウンセリング等の支援を実施。

### 3 夜間中学等の就学機会確保の在り方に関する検討状況

#### (1) 令和元年度に実施した夜間中学等に関するニーズ調査

県教育委員会では、昨年度、県内の夜間中学等に関するニーズを把握するため、「夜間中学等のニーズ調査に関する検討会議」を設置し、以下の通り調査を実施しました。

##### 《調査概要》

- ・ 調査期間：令和元年12月20日～令和2年2月14日
- ・ 対象者：形式的卒業生、義務教育未修了者（いずれも外国人を含む。）  
および支援関係者
- ・ 日本語教室や識字教室等に通われている方を対象に実施する聞き取り調査と、より幅広い方を対象としたオンラインでのアンケート調査を実施。

##### 《結果概要》

- ① 回収件数 65件
- ② 65件の回答中、「通えるところに夜間中学があったら通ってみたい」という回答は52件でした。
- ③ 「通えるところに夜間中学があったら通ってみたい」と回答した52名の国籍

日 本	ブラジル	ペルー	フィリピン	ボリビア	ベトナム	タイ	その 他
11人	18人	3人	14人	3人	1人	1人	1人

#### ④ 「夜間中学に通ってみたい」と答えた人の年齢

年代	10歳~19歳	20歳~29歳	30歳~39歳	40歳~49歳	50歳~59歳	60歳~69歳	70歳~79歳	不明
人数	4人	11人	11人	16人	8人	1人	0人	1人

#### ⑤ 「夜間中学に通ってみたい」と答えた人の居住地

市町	いなべ市	桑名市	菰野町	四日市市	鈴鹿市	亀山市	伊賀市	津市	松阪市	志摩市	玉城町
人数	1人	2人	1人	6人	6人	1人	6人	7人	18人	1人	3人

#### (2) 今年度実施した学びの場に関するアンケート

今年度は、ニーズ調査の結果をふまえ、学び直しの機会をいかに確保するかについて方向性を決定するため、市町、学校関係者、学識経験者、民間団体の方等を構成員とする「夜間中学校等の就学機会確保のあり方に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、検討を進めています。

第1回検討委員会において、昨年度の調査では回答数が少ないことや、回答者の学びの目的の違い等をより詳細に把握する必要があるとの指摘があったことをふまえ、改めて、前回調査で直接的にアプローチできていない方々にも積極的に協力を依頼しながら、通ってみたい学びの場の選択肢を示したうえで、調査を実施しました。

《調査概要》

- ・ 調査期間：令和2年9月29日～11月30日
- ・ 対象者：形式的卒業生、義務教育未修了者（いずれも外国人を含む。）
- ・ 団体や企業等を通じチラシやメールで周知を図り\*、オンラインのアンケート調査を実施。

※ 夜間中学の制度概要とともにオンラインアンケートのQRコードを掲載したチラシの配布や、チラシと同内容のメールを学校や団体等を通じて送信することにより周知。（公立小中学校の保護者や、外国人を雇用する企業、外国人等支援を行うNPO、若者就業サポートステーション・みえ等に協力依頼）また、三重県教育委員会のウェブサイトでも周知。

《結果概要》

- ① 回収件数 387件
- ② 387件の回答中、「学び（直し）たい」という回答は228件（58.9%）でした。
- ③ 「学び（直し）たい」と回答した228件のうち「通えるところに夜間中学や日本語を学習する学び（直し）の場があったら通いたい」という回答は213件（93.4%）でした。
- ④ 「学び（直し）たい」と回答した213件の内訳

3年間の夜間中学	75件
一部の分野・教科等の学習	61件
日本語だけを学ぶ場	75件
その他	2件

- ⑤ 「通えるところに夜間中学や日本語を学習する学び（直し）の場があったら通ってみたい」と答えた人について

i) 国籍

日本	ブラジル	ペルー	フィリピン	中国	その他
82人	70人	19人	25人	5人	12人

※その他（ベトナム1、インドネシア1、チリ1、パラグアイ2、ボリビア5、不明2）

ii) 年齢

年齢	10歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～79歳	80歳以上
人数	21人	14人	86人	79人	10人	2人	1人	0人

iii) 居住地

市町	桑名市	四日市市	菰野町	朝日町	鈴鹿市	津市	松阪市	伊賀市	御浜町
人数	3人	134人	1人	3人	25人	13人	18人	14人	2人

(3) 検討委員会における議論の状況

第1回（7月22日）および第2回（10月28日）の検討委員会では、以下のような意見が出されています。

- ・ ニーズには、進学のために義務教育内容を学びたいというニーズと日本語を学びたいというニーズがある。日本語を学びたいというニーズに対しては日本語教育を専門的に行う方が効果的ではないか。
- ・ 日本に住んでしっかり仕事をし、生活していこうとするという外国人については、学びの場を夜間中学とする必要はないのではないか。
- ・ 夜間中学の設置運営には多額の公費を要するため、継続的に運営できるかどうか慎重な見極めが必要。予算の使途として、他の施策（外国人児童生徒支援策等）とのバランスも考慮すべきである。
- ・ 義務教育内容を学びたい、日本語を学びたいというニーズの違いをふまえつつ、両方のニーズに応えられる学びの場ができるのが望ましい。
- ・ 夜間中学を県に1校設置しても遠方から毎日通学することは容易でなく、設置する場合、オンラインによる学習形態の導入等の学習を継続できる環境整備が必要。ただし、オンライン教育を行う場合、対面の学習や友人との関わりなど、生徒が学校生活を体験できるようにするための配慮も必要となる。
- ・ 中学卒業の資格を得たい、高校進学等を目指したいという方にとって、夜間中学は重要な教育機会確保の方策である。

#### 4 就学機会確保に係る今後の取組について

##### (1) 外国人の日本語教育

- ・ 地域日本語教育の推進【環境生活部】  
 県の外国人相談窓口である「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」(運営委託先：三重県国際交流財団)に「総括コーディネーター」を配置しているところで、引き続き、日本語教育環境を強化する総合的な体制づくりを推進していきます。
- ・ 日本語指導が必要な外国人生徒への支援  
 県教育委員会では、日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍する県立高校において、日本語や日本の制度・慣習等について学ぶ場を提供する取組を検討しています。

##### (2) 義務教育段階の学び直し

公立夜間中学の場合、平日17時頃から毎日4限程度の授業が行われており、生徒の学習内容の習熟度や日本語能力に応じて、指導内容や指導体制を工夫しながら教育活動が実施されています。一方で、働きながら学ぶ負担から途中で夜間中学をやめてしまう生徒もいること、入学申込数の予測が立てにくいこと等、学校運営に係る課題も少なくありません。

このため、公立夜間中学設置を検討する一部自治体では、まず体験教室や、社会教育の一環としての学習支援の実施などにより、県民の理解促進を図り、具体的ニーズを把握していくための取組を実施しています（高知県、岡山県等）。

本県においても、県民のニーズに合った就学機会確保の方策について実証研究を進めるため、県内複数箇所では義務教育段階の学び直し教室を実施します。例えば、2～3か月の間、1日2～3時間・週2日程度、義務教育段階の一部教科（国語、数学等）を学ぶ形態とし、その中で、希望者に実際に教室を体験しながら学び直しへの理解を深めていただくとともに、教育内容や授業実施方法等に係るニーズや課題を丁寧に把握し、検証していきます。

#### <参考1> 公立夜間中学を設置する場合に必要な主な検討事項

- ・ 設置主体：県立か市町立か
- ・ 設置場所：県立高校や公立小中学校の空き教室、生涯学習施設等の教室等  
※中学校設置基準を満たす必要
- ・ 教職員の配置
- ・ 教育課程：学齢超過者の実情に応じ特別の教育課程を編成可能
- ・ 対象者：不登校の学齢生徒を受け入れる場合には不登校特例校に係る国への申請が必要

#### <参考2> 検討委員会の今後の予定

12月16日 第3回検討委員会  
ニーズ調査結果をふまえ、報告書取りまとめに向けた議論

令和3年

2月～3月 第4回検討委員会  
報告書取りまとめ、公表

## 4 特別支援学校の整備について

### 1 盲学校および聾学校の整備について

#### (1) 現状と課題

盲学校および聾学校は、それぞれ視覚障がい、聴覚障がいのある幼児児童生徒が通学する県内唯一の特別支援学校です。

校舎については、盲学校が昭和40年、聾学校が昭和46年の建築であり、築年数が約50年を経過し老朽化が進んでいます。聾学校は津波浸水想定区域内に立地しており、安全対策が必要な状況です。

盲学校および聾学校の高等部には、資格の取得や専門的な技術を高めることを目的に専攻科を設置しています。聾学校では、近年、高等部に在籍する生徒のほとんどが卒業後に就職しており、専攻科のあり方の検討が必要です。

また、両校では、視覚障がい、聴覚障がいのある子どもたちにとって特に早期からの指導・支援が大切であることから、乳児期からの指導・支援を実施しています。盲学校では、幼稚部は設置していないものの、就学前の幼児を対象に幼児教室を開催しています。

【設置学部および在籍者数（令和2年5月1日現在）】

盲学校 (単位：人)					聾学校 (単位：人)					
小学部	中学部	高等部	専攻科	合計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
7	5	7	6	25	19	24	24	17	1	85

#### (2) 整備の概要

盲学校および聾学校の幼児児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、両校を、津市城山の旧県立小児心療センターあすなろ学園および旧県立草の実リハビリテーションセンターの跡地に新築します。グラウンドや体育館等は共用します。

また、新築する場所は、城山特別支援学校に隣接することから、現在、盲学校、聾学校、城山特別支援学校にそれぞれ設置している寄宿舎を統合し、城山特別支援学校の敷地に共用の新しい寄宿舎を整備します。

【寄宿舎利用者数（令和2年5月1日現在）】 (単位：人)

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
盲学校		1	1	4	2	8
聾学校	0	1	9	4	0	14
城山特別支援学校		1	0	2		3

通学に関しては、盲学校および城山特別支援学校に配備しているスクールバスを3校の児童生徒が共同利用できるようにします。

### (3) 今後の対応

#### ①両校の教育内容の検討について

これからの変化していく社会の中で自分らしく活躍する子どもたちを育てるため、盲学校および聾学校の整備にあわせて、ICT機器の効果的な活用など、新しい時代に対応した教育内容について、有識者、医師、支援団体、企業、保護者等と検討し、今年度中に意見をまとめ、今後の授業や施設整備に生かします。

また、盲学校の幼稚部および聾学校の専攻科について、今後の通園や進学の希望をていねいに聞き取り、そのあり方について検討します。

#### ②今後のスケジュール（案）

校舎については、令和3年度に基本設計にかかる予算を要求し、整備を進め、令和7年度からの使用開始をめざします。

寄宿舎については、令和3年度に実施設計にかかる予算を要求し、整備を進め、令和5年度中の使用開始をめざします。校舎完成までの間、盲学校および聾学校の寄宿舎を利用している児童生徒の新しい寄宿舎からの通学手段としてスクールバスを運行します。

## 2 稲葉特別支援学校について

稲葉特別支援学校では、児童生徒が年々増加している状況にあることから、令和元年度末に閉舎した寄宿舎を教室として活用できるよう改修します。令和3年度に実施設計にかかる予算を要求し、令和5年度から使用できるよう改修工事を進めます。

【稲葉特別支援学校 児童生徒数】

(単位：人)

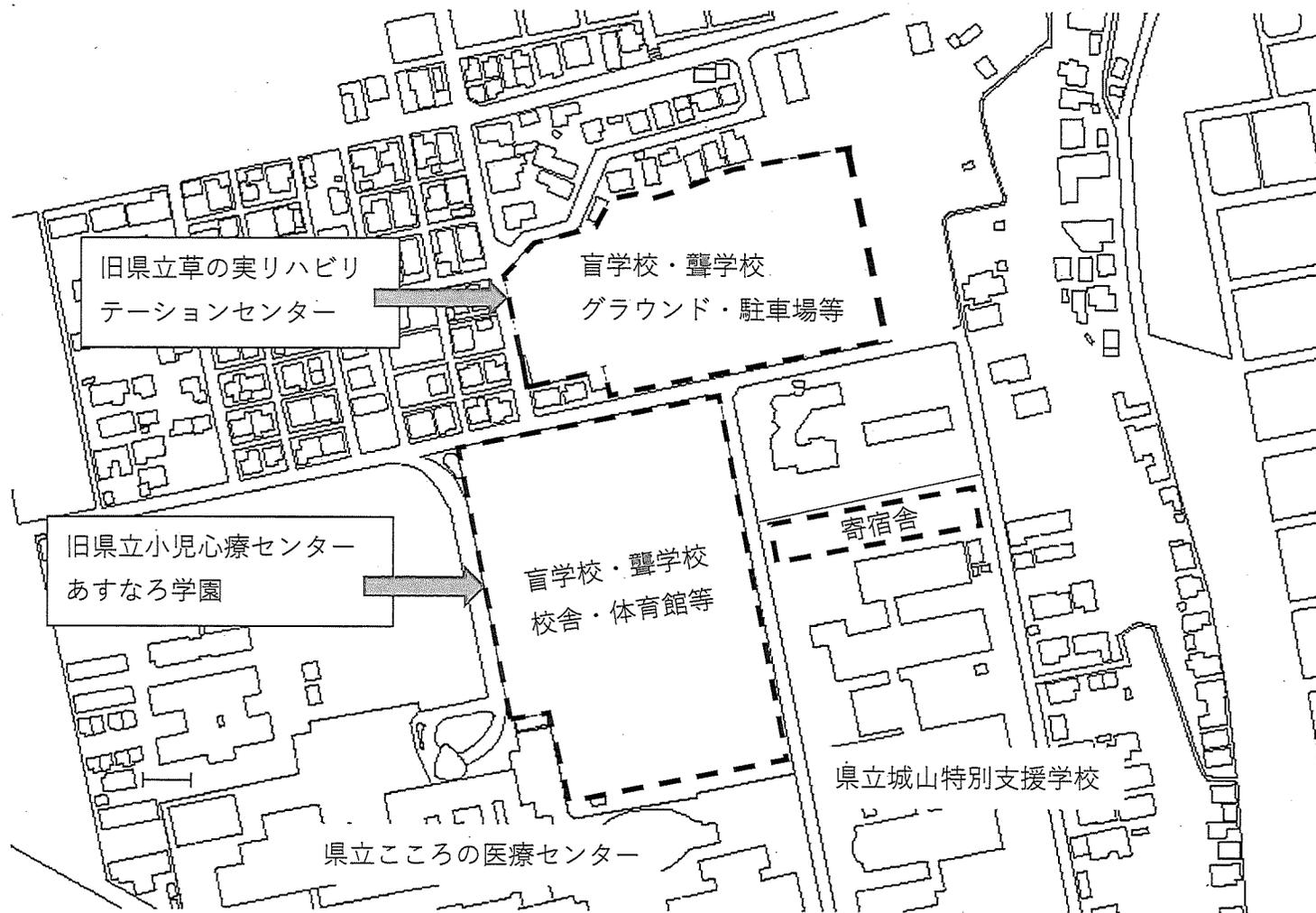
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
児童生徒数	146	143	151	167	172	179	190	204

参考 1

県立盲学校、県立聾学校、県立城山特別支援学校 現在地



# 県立盲学校、県立聾学校および寄宿舎の整備予定概要図



参考2

## 5 不登校児童生徒への支援について

### 1 現状

#### (1) 不登校児童生徒の状況

令和元年度の県内公立学校の不登校児童生徒数は小学校 695 人、中学校 1,612 人、高等学校 778 人（全日制 516 人、定時制 262 人）で年々増加しています。90 日以上欠席している不登校児童生徒数は小学校 305 人、中学校 1,012 人、高等学校 196 人（全日制 68 人、定時制 128 人）となっています。そのうち、教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等ともつながっていない児童生徒は小学校 68 人、中学校 321 人、高等学校 72 人（全日制 15 人、定時制 57 人）となっており、不登校児童生徒の 14.9%となっています。

※ 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、同一年度における連続又は断続した 30 日以上欠席している状態をいう。

【県内公立学校の不登校児童生徒数の推移と 1,000 人あたりの人数】

不登校児童生徒数		H27	H28	H29	H30	R1
小学校	(人)	443	545	566	672	695
	(1,000人あたり)	4.6	5.7	6.0	7.1	7.5
全国	(1,000人あたり)	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中学校	(人)	1,478	1,486	1,549	1,599	1,612
	(1,000人あたり)	29.7	30.5	32.5	34.8	35.5
全国	(1,000人あたり)	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4
高等学校	全日制 (人)	371	334	343	430	516
	定時制 (人)	213	219	195	240	262
	合計 (人)	584	553	538	670	778
	(1,000人あたり)	14.9	14.2	14.1	17.7	21.1
全国	(1,000人あたり)	14.9	14.6	15.1	16.3	15.8
合計		2,505	2,584	2,653	2,941	3,085

※全国は国公立

【不登校児童生徒の欠席日数や相談機関等とのつながり等】

R1年度	小学校		中学校		高等学校 (全日制)		高等学校 (定時制)		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
不登校児童生徒総数	695	100	1,612	100	516	100	262	100	3,085	100
うち、90日以上欠席している児童生徒数	305	43.9 〔42.4〕	1,012	62.8 〔61.2〕	68	13.2 〔14.7〕	128	48.9 〔31.4〕	1,513	49.0 〔47.7〕
うち、教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等ともつながっていない不登校児童生徒数	68	9.8 〔8.2〕	321	19.9 〔18.0〕	15	2.9 〔4.1〕	57	21.8 〔14.2〕	461	14.9 〔13.3〕

※表中の「 〔 〕 」は国公立全国平均

## (2) 不登校の要因

不登校の要因は個々の児童生徒によって異なっており、複雑化していますが、学校が子どもの様子を見て回答したものとによると、全校種で本人に係る状況の無気力、不安が主な要因となっています。

		学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし		
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行		無気力、不安	
小学校	主たる要因	1	58	17	28	3	0	6	23	45	98	9	62	328	17	
	主たるもの以外	2	31	13	55	4	0	5	7	18	109	17	67	104	1	
中学校	主たる要因	1	320	13	85	24	7	8	47	42	97	29	125	791	23	
	主たるもの以外	2	98	14	191	38	17	25	56	34	164	56	94	172	0	
高等学校	全日制	主たる要因	3	85	3	37	39	12	8	50	8	17	13	51	134	56
		主たるもの以外	0	27	7	43	35	13	23	20	6	49	16	35	49	15
	定時制	主たる要因	0	22	1	6	0	0	0	3	13	6	2	63	128	18
		主たるもの以外	0	13	1	7	2	0	2	4	1	15	7	5	18	21

## 2 支援の取組

三重県教育ビジョン（令和2年3月策定）における施策「不登校児童生徒への支援」のめざす姿

不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っており、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけ安心して学んでいます。

### (1) 学校での取組

学校では担任を中心にして遅刻や早退、保健室利用の増加、月に2日以上欠席など不登校の傾向が見られた児童生徒に対して、早期に家庭訪問を行うなどして保護者と連携のうえ児童生徒の状況や想いを聴き取るとともに、個々の状況に応じた支援を進めています。また、養護教諭は児童生徒が保健室で心身の不調を訴えることのできる環境を整え、健康観察や健康診断、健康相談等による心身の管理や生活の管理等から気になる児童生徒について担任等に情報共有するとともに、児童生徒の悩みに寄り添いながら、担任等にアドバイスするなどしています。

欠席が増え始めた児童生徒については学校内で共有し、支援方法について検討するとともに、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）、福祉機関等と連携し、ケース会議を行うなどして、適切な支援について協議します。不登校児童生徒が家庭的環境により登校できない状況であった場合、SSWがその要因を解決するために適した関係機関と連携し、家庭や周りの環境に対する支援を行っています。

教室に入ることが難しい児童生徒に対しては、家庭訪問や保健室登校、放課後登校、別室登校、SCとの面談などを通じて学習支援や生活リズムの改善、心理的なカウンセリングなど、保護者と連携をとりながら、児童生徒の状況に応じて、教室復帰や社会的自立に向けたスモールステップでの支援を進めています。

また、新たな不登校が生まれにくい学校・学級づくりや不登校児童生徒が戻りやすい学校・学級づくりを推進するために、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」・「居場所づくり」を行うことや、すべての児童生徒が安心して学校生活を送る環境を整えています。

## （2）教育支援センター

教育支援センターは不登校児童生徒を学校復帰や社会的自立につなげるために、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う学校外の組織として市町が設置しており、県内に20か所あります。

県内の教育支援センターに通級児童生徒数等を調査したところ、令和元年度に通級していた児童生徒数は、小学校が127人（通級率18.3%）、中学校が360人（通級率22.3%）となっています。

また、平成30年度に教育支援センターに通級していた児童生徒のうち、令和元年度に学校へ復帰または保健室登校できるようになった人数は、小学校47人、中学校188人となっており、小中合わせて教育支援センターへ通級していた児童生徒の54.0%が翌年度に何らかの形で学校に登校することができました。

【教育支援センターに通級していた児童生徒数と通級率】

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R01年度	
	人数 (人)	通級率 (%)								
小学校	69	15.6	94	17.2	105	18.6	114	17.0	127	18.3
中学校	274	18.5	306	20.6	312	20.1	321	20.1	360	22.3
合計	343	17.9	400	19.7	417	19.7	435	19.2	487	21.1

【前年度教育支援センターに通級していた児童生徒のうち学校へ復帰又は保健室登校できるようになった児童生徒数と割合】

	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		R01 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
小学校	35	49.3	39	56.5	52	55.3	57	54.3	47	41.2
中学校	202	72.9	179	65.3	195	63.7	191	61.2	188	58.6
合計	237	69.1	218	63.6	247	61.8	248	59.5	235	54.0

(3) 訪問型支援に向けた実態調査について

今年度、県教育委員会では、毎年実施している不登校の調査に加え、県独自で令和元年度に不登校であったすべての児童生徒について、過去5年間の欠席日数や不登校になり始めた学年、教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等ともつながっていない児童生徒に対する教員の支援の実態について調査しました。

令和元年度の90日以上欠席している不登校児童生徒のうち、教員も含め関係機関等もほとんど会うことができていない児童生徒は59人（小学校6人、中学校43人、高等学校全日制2人、高等学校定時制8人）となっています。

令和元年度の状況	小学校	中学校	高等学校		合計
			全日制	定時制	
不登校児童生徒数(人)	695	1,612	516	262	3,085
うち、90日以上欠席(人)	305	1,012	68	128	1,513
うち、教員(養護教諭以外)を除いてどの相談機関等ともつながっていない(人)	68	321	15	57	461
うち、教員も含め関係機関等もほとんど会っていない(人)	6	43	2	8	59

また、令和元年度の小中学生の不登校児童生徒（2,307人）が不登校になり始めた時期は、3年以上前が896人（38.8%）、5年以上前が318人（13.8%）となっています。

調査時の学年	令和元年度から	2年前から	3年前から	4年前から	5年前から	6年前から	7年前から	8年前から	9年前から
小学校	1年生	29							
	2年生	51	28						
	3年生	32	20	16					
	4年生	51	22	24	29				
	5年生	75	32	14	10	34			
	6年生	74	50	33	28	23	20		
中学校	1年生	213	57	40	37	22	13	22	
	2年生	175	215	46	48	45	19	4	10
	3年生	109	178	204	49	43	24	15	11
合計	809	602	377	201	167	76	41	21	13

#### (4) 訪問型支援について

県教育委員会が訪問型支援を実施するにあたり、「教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等ともつながることが難しい」、「令和元年度に90日以上欠席していた、または今年度90日以上欠席する可能性がある」、「学校が訪問型で支援する必要があると考える」などの児童生徒について、学校から情報提供をしてもらいました。144人の情報提供を受け、県教育委員会で過去5年の欠席状況や関係機関等との関わり状況などについて確認し、市町教育委員会とも調整のうえ、37人の状況について学校からより詳しく聴き取りを行いました。そのうちまずは18人に対して、県が委嘱する不登校支援アドバイザーやSC、SSWが学校の教員とも連携しながら、訪問型の支援を実施しています。

残りの19人についても市町教育委員会や学校と連携し、対象児童生徒や保護者の理解を得られるように努め、訪問型支援の実施に向けて丁寧に進めていきます。また、情報提供のあった残りの107人についても、市町教育委員会や学校からその後の状況等を確認し、必要に応じて訪問型支援や配置しているSC等による面談、ケース会議の実施などができるよう支援します。

#### (5) 複数回訪問型支援を行っている事例の概要

##### 【事例1】

**状況** 児童Aはコミュニケーションに課題があり、過去の担任の対応により教員に対して不安を感じている。また、家庭の状況にも課題がみられたが福祉的な支援は入っていなかった。新しい担任が家庭訪問を行い、学習支援や安心感の醸成に努めている。

**対応** 不登校支援アドバイザーが、児童Aが以前に受けた発達検査結果等から特性について見立て、保護者が何に対して困っているのかを洗い出すとともに、福祉機関と連携して、保護者が受けることのできるサービスを提供できるように進めている。

##### 【事例2】

**状況** 生徒Bにはゲーム依存の傾向があり、昼夜逆転することが増えてきたことで学校に登校できなくなっている。保護者は生徒Bの昼夜逆転やゲームのやり過ぎについて問題と感じているが改善させることができずにいる。

**対応** 不登校支援アドバイザーが、生徒Bが以前に受けた発達検査結果等から特性について見立て、生徒Bに対しては得意なことから興味を持たせ、登校に結びつくように支援している。また、進学に向けて生活リズムの改善などに取り組んでいる。

### 【事例3】

**状況** 生徒Cは一昨年頃から登校しようとするとう腹痛になるようになった。学校には登校できる日もあるが、遅刻する時間になってしまうと休んでしまうことが多い。3人姉弟で生徒Cは姉と弟がいる。母親は生徒Cに対して、特に厳しくしてしまう。

**対応** SCが家庭訪問をして、母親と面談し、家庭での状況等を聴き取った。そして、不登校の要因について見立てを行い、母親に対して、生徒Cとの1対1でのやりとりの際に愛着を形成することの具体的な方法を提案した。その後、学校にもその内容を共有し、変容について見守っている。

### 【事例4】

**状況** 生徒Dは新型コロナウイルス感染症による臨時休業によって好きだったゲームを無制限にすることができるようになり、休業明けから現在も登校することができなくなっている。

**対応** SCが家庭訪問を行い、保護者や生徒との面談を行っている。小さな約束事を重ね、スモールステップで行動変容を試みているが大きな変容はみられていない。しかし、担任の指導や支援もあり進学について考え、希望の学校を見つけようとしている。

### 【事例5】

**状況** 児童Eの家庭は転居を繰り返しており、昨年10月頃に現在の市に転居してきたが、自ら登校することはなく、担任や教頭が家庭訪問し、会うことができたときに一緒に登校する状況となっていた。保護者は市の福祉部と市教育委員会からの要請にも応じず、前籍市からの異動届けを行っていなかった。

**対応** SSWが学校や関係機関等と連携し、保護者へのアプローチについて方針を立てている。母親は新型コロナ感染症に係る給付金を得るために異動届けを行ったが、最近、再び市に届けることなく同一市内で転居した。市の福祉部等もこのことを把握し、接触を試みているが会うことができず、異動届けを行っていない。

### 【事例6】

**状況** 生徒Fは暴力行為やいじめ等を行うなど、指導を要する生徒であった。昨年度の後半からは勉強も手につかなくなり始め、遅刻が増えてきた。今年度、購入してもらったタブレット型パソコンでゲームにはまり学校を欠席するようになった。母親は継母で生徒Fは母親の言うことを聞かない。

**対応** SCが家庭訪問を行い、保護者や生徒との面談を行っている。小さな約束事を重ね、スモールステップで行動変容を試みているが大きな変容はみられていない。

### 【事例7】

**状況** 生徒Gは一昨年に手術を受けたりして学校を休んだことで、周囲の生徒から学習や部活動で遅れてしまった。昨年からは、家庭のリビングで1日を過ごすようになり、欠席しがちとなった。友達からの誘いもあり、登校できるようになってきたが、学校の課題が終わらないなど挫折や喪失感から再び欠席しがちとなっている。

**対応** 不登校支援アドバイザーが保護者や生徒Gとの面談等を行い、保護者の不安感を軽減するとともに、生徒Gの変容を見ながら、保護者に対して助言している。

### 【事例8】

**状況** 生徒Hは5年前頃から登校しにくくなり、現在、ほとんど登校することができていない。生徒Hは音や光に敏感で、大人の男性に対して恐怖心がある。家庭では母親が付き添わなければ落ち着かないと訴え、離れようとしめない。

**対応** 不登校支援アドバイザーが母親との面談を行い、メンタルのサポートを行うとともに、生徒Hの行動改善のために、母親が外で働き始めるように提案し、生徒Hの親離れを促している。生徒Hは教育支援センターへの通級を考え始めているため、通級も含め支援を検討している。

### 【事例9】

**状況** 児童Iは文字の構造やパターンを思い起こすことが苦手であり、得られた情報を新たな場面で活用することや、一般化することに困難が見られる。完璧主義的などころもあり、やらなければいけないことができていないと学校を欠席することがあり、今年度に入り、欠席が増えている。

**対応** 不登校支援アドバイザーが児童Iの特性を見立て、家庭での学習に対してスケジュールをノートに記入し、達成状況を確認している。児童Iの状態も安定してきているため、放課後の教室に入ってみるなど、スモールステップで教室に近づけている。

## 3 今後の対応方針

### (1) 訪問型支援について

訪問型支援については、個々の事例の支援内容と児童生徒の変容を見極めながら継続していきます。加えて、来年度は不登校支援アドバイザーの助言を得て教育支援センターを核とした訪問型支援に取り組みたいと考えています。

また、今年度実施した訪問型支援を含め、不登校児童生徒の状況に係る情報や支援内容、児童生徒の変容等をデータベース化し、教職員が類似の対応事例を参考に適切な支援ができるしくみを構築します。

## (2) 新たな不登校が生まれにくい学校づくりについて

「絆づくり」・「居場所づくり」を中心に、すべての児童生徒にとって魅力ある学校をつくることで新たな不登校を生まれにくい学校にするとともに、学校における相談体制やチームによる支援の充実を進めます。

また、来年度はソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターの手法を用いた精神的回復力（レジリエンス）を高める教育実践プログラムの作成に取り組みます。

## (3) 専門スタッフを活用した支援について

不登校児童生徒に対し、効果的に支援を進めていくためにはSC、SSWなどの専門スタッフを活用した支援が必要です。

### ①本県の現状

本県では、SCを各公立中学校区及び県立高等学校に配置しています。配置時間の平均は小中学校1校あたり週2.46時間、高等学校1校あたり週4.33時間となっており、特別支援学校、教育支援センターにはSCの配置はありません。

SSWについては、高等学校16校と20の中学校区に巡回するとともに、巡回校以外については要請に応じた派遣を行っています。時間は1校あたり週0.47時間相当となっています。

今年度は新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業や夏季休業の短縮、学校行事の中止により、児童生徒は不安やストレスを感じて生活しており、本年10月に各小中学校、県立学校に行ったSCの配置に係るアンケートでは、小学校で48.0%、中学校で53.5%、高等学校で69.4%の学校が、現在のSCの配置時間では足りていないと回答しています。こうした状況に少しでも対応するため、今年度11月以降、教員OBなどによる教育相談員を希望する県立学校に配置して、生徒が相談しやすい環境整備を行っています。

### ②文部科学省の考え方

文部科学省では、SCについてはすべての必要な学校、教育支援センターに配置することが適切としており、現在、小学校週3時間、中学校週4時間ですべての小中学校へ配置する予算措置をしています。

SSWについては、すべての中学校区に配置することとして予算措置をしており、全国の配置状況も踏まえ、配置時間の充実を目指していくこととしています。

### ③全国の配置状況

本年 10 月に各都道府県に行った調査によると、SCの配置時間の全国平均は、小中学校 1 校あたり週 2.53 時間、高等学校 1 校あたり週 2.98 時間となっており、本県は全校種を合わせた 1 校あたりの週配置時間で 19 番相当となっています。また、SSWの配置時間の全国平均は、1 校あたり週 1.21 時間となっており、本県は全国 36 番相当となっています。

SCの 1 校あたりの配置時間が上位の府県では、SCによる不登校児童生徒の見立てが進んだことで、学習支援や人間関係の改善など不登校の状態が好転したり、全国的に不登校児童生徒は増加傾向にあるものの、令和元年度には不登校の 1,000 人率が減少に転じたりしているところもあります。

SSWの 1 校あたりの配置時間が上位の府県では、SSWの支援により、関係機関との連携が円滑に進み、児童生徒の教育機会の確保につながったなど好転しているところがあります。

### ④専門スタッフの活用と人材確保

不登校児童生徒が増加し、その状況も多様化していること、福祉的な支援などが必要な家庭が増加していること、さまざまな不安や課題のある児童生徒への多様な支援が必要となっていることなどから、教職員との役割分担と配置を見直しながら、来年度はSCの学校への配置時間の増加と、教育支援センターへの配置およびSSWの配置時間を増やして巡回する学校の拡大を検討しています。また、生徒がより相談しやすい環境を整えるため、教育相談員を高等学校等に配置することも検討しています。

さらに、SCやSSWが不登校児童生徒の支援に一層効果的に活用されるよう、各学校に対し、SCやSSWの役割や効果的な活用事例について改めて周知するとともに、こうした専門スタッフの確保に向けて、関係機関や県内外の大学との連携を進めていきます。

## 6 今後の部活動について

### 1 部活動の現状

#### (1) 三重県部活動ガイドラインに基づく取組

県教育委員会では、「生徒の健全な成長」と「教員の負担軽減」を目的に休養日・活動時間を定めるなど、部活動がより一層有意義な活動となるための指針として、平成30年3月、三重県部活動ガイドライン「以下（ガイドライン）という。」を策定しました。

運用を開始した平成30年度は、市町教育委員会において部活動運営方針の策定を進めるとともに、学校においては、学校部活動運営方針や年間・月間の活動計画を作成し、これに基づいた部活動を実施しています。

#### (2) 部活動の課題

部活動は、生徒の減少によりチームで行う部活動が難しくなっている場合や、競技経験のない教員が顧問を担当している場合、あるいは生徒や教員に過度の負担となっている場合があるなどの課題があります。

令和2年4月から、教員の時間外労働時間の上限が月45時間、年間360時間と定められましたが、部活動は時間外労働の要因のひとつになっています。

#### (3) 外部人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減を図るためには、高い専門性を有し、単独での指導や大会等への引率ができる部活動指導員を配置することが効果的です。

これまで、平成30年度から、中学校・高等学校運動部に部活動指導員を配置しています。本年度は中学校で7市町26名、高等学校は5名配置しています。また、中学校文化部には、今年度から5市町に17名配置しています。

### 2 部活動のあり方検討委員会での検討

生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、部活動における教員の負担軽減もふまえ、学校における部活動を持続可能なものにすることが求められています。

このため、国の示した令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行の方向性もふまえ、教員の働き方を改革し、部活動指導員などの外部人材の確保、総合型地域スポーツクラブとの連携、教員が休日に地域のクラブに従事する場合の取扱いなどの課題について、有識者や関係団体の代表者による部活動のあり方検討委員会「以下（検討委員会）という。」を設置し、検討を進めています。

### 【部活動のあり方検討委員会の概要】

	開催日	テーマ・内容
第1回	10月19日	・生徒から見た部活動の課題について ・教員から見た部活動の課題について
第2回	12月下旬	・外部人材の活用について ・休日部活動の地域移行について ・教員の兼職兼業について
第3回	令和3年 2月下旬～ 3月上旬	・部活動の地域移行における課題について ・部活動ガイドラインの記載内容について

### 3 今後の対応

検討委員会では、今年度中に休日の部活動を地域人材が担うこと、総合型地域スポーツクラブ等に部活動を移行すること、休日の部活動指導を希望する教員が兼職兼業の許可を得たうえで従事することについて、令和3年度からの方向性を整理します。

また、令和3年度には、休日の部活動を段階的に地域移行する場合、地域部活動の運営団体の確保や連携の課題について議論していただき、国の事業を活用して実践研究を行いたいと考えています。

## 7 鈴鹿青少年センターの見直しについて

### 1 民間活力導入の方向性の決定

鈴鹿青少年センター（以下、「センター」という。）については、平成 29 年度からの「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の中で、「県有施設の見直し」の対象となり、これまで調査検討を行ってきました。

平成 30 年度は先行事例ベンチマークのほか、近年、広く民間意見を把握するために先進自治体で行われているサウンディング調査などを実施し、令和元年度は内閣府の補助事業により、現利用者アンケートや施設劣化度調査、社会実験（現地での試験的イベント）などを含む民間活力導入可能性調査を実施しました。

これらの民間事業者意見や調査の結果について、有識者意見交換会（令和 2 年 1 月実施）にて討議いただいたところ、両施設は官民連携手法により事業を進めていく立地・施設ポテンシャルを有している、との意見をいただきましたので、「民間活力の導入（PPP/PFI など）」の方向性とししました。

### 2 両施設の一体運営およびリニューアル事業の手続き・スケジュール概要

両施設の一体運営およびリニューアル事業（以下、「本事業」という。）については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」や、「都市公園法」に規定される官民連携制度を活用しつつ、県は施設所有権を保持し、民間事業者が自らの提案と資金をもとに設計、修繕等を行った後、自らのノウハウを發揮した運営・管理を実施することを想定しています。

#### (1) 根拠法令等

根拠とする法令・制度については、以下を予定しています。

○センター：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく修繕・運営事業方式

○森公園：都市公園法に基づく公募設置管理許可制度（いわゆる「Park-PFI」）

○両施設：地方自治法に基づく指定管理者制度

なお、センターについては、現時点で PFI 法に基づく事業方式を考えていますが、利用料金の徴収権、および施設等使用許可権の付与については、PFI 法では処理できず、民間事業者にそれらの権限を付与する必要があるため、指定管理者制度を併用します。

#### (2) 手続きの流れ

本事業については、これまでの調査結果や利用者意見、事業者意見を基に、民間裁量を最大限引き出すような公募条件、事業手法等を今後アドバイザーの支援を受けながら検討していくこととしています。

なお、本事業の契約までの事業者選定プロセスは、PFI 法の手続きを中心として、以下により進めていくことを想定しています。

#### ①実施方針ならびに要求水準書案の作成と公表

- ・これまで実施した民間活力導入可能性調査や民間事業者との意見交換の結果等をふまえ、実施方針案ならびに要求水準書案を作成し、その概要を3月の常任委員会において説明します。
- ・上記案に対して、学識経験者などで構成する事業者選定委員会（令和3年3月予定）でも意見をいただき、実施方針ならびに要求水準書案として公表します（令和3年4月予定）。
- ・実施方針は、県が考えている事業概要、事業コンセプト、スケジュール、リスク分担案などを記し、また要求水準書は、民間の創意工夫を引き出し、事業コンセプトを実現するために県が民間に求める、最低限満たさなければならないサービス水準を記した資料です。

#### ②民間意見の反映と特定事業の選定

- ・公表した実施方針ならびに要求水準書案に対する民間事業者からの質問や意見に回答するとともに、要求水準書案に必要な修正を加えます。
- ・特定事業の選定（当該事業をPFI事業として実施することを決定する）について公表します（令和3年6月予定）。

#### ③評価基準の策定

- ・事業者選定委員会は事業者評価基準、審査表などを取りまとめます（令和3年6～7月予定）。

#### ④公募開始と候補者選定

- ・募集要項ならびに要求水準書をまとめた資料を公募資料として作成し、民間事業者公募を開始します（令和3年7月予定）。
- ・事業者選定委員会において審査を行い、優先交渉事業候補者を選定します（令和3年10月予定）。その選定状況については、10月の常任委員会で報告を行う予定です。

#### ⑤事業契約

- ・契約条件、仕様条件などを優先交渉事業候補者と協議し、12月までに基本協定を締結し、事業契約の締結および指定管理者の指定にかかる議案を12月定例会議に提出します（令和3年12月予定）。

### (3) スケジュール概要

今年度はコロナ禍における民間状況把握（8～9月）と、アドバイザー契約の締結（1月予定）を行い、令和3年度は一連の事業者選定手続きを経て契約締結（12月予定）、令和4年度には森公園内に整備されるサッカースタジアムに合わせて一部エリアで先行リニューアルオープン（9月予定）し、その後、森公園と一体的に運営を行います。なお、その後の設計および工事期間等については、今後、アドバイザー委託業務の中で精査し、決定していきます。

#### (4) アドバイザリー委託業務

アドバイザーについては、国や自治体が上記のような民間活用事業（PPP/PFI など）を進める場合に、実施方針策定から事業者選定、契約締結完了まで、コンサルタントやシンクタンクに一連の手続きについての技術的支援を委託するもので、国ガイドライン（平成30年10月23日改正「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（内閣府）など）や、三重県のガイドライン（平成29年3月「民間活力の導入に関するガイドライン」）にも記載されているPPP/PFI事業特有の必要業務です。

なお、この業務委託は、森公園（県土整備部所管）と一体で発注します。

### 3 本事業の基本的な考え方（案）

#### (1) コンセプト案

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします

※現在の設置目的

【センター】 青少年を自然に親しませ、主として集団宿泊研修を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

【森公園】 青少年が自然の中で野外活動に親しみ、心身を鍛錬し高い豊かな人間性を養う。

#### (2) センターのリニューアルの基本事項

##### ①センターと森公園の一体的運営

更なる利便性の向上と共通管理コストの削減をめざし、両施設の指定管理を一体化します。なお、運営期間は20年を上限（Park-PFI制度の規定による）とし、トータルコストの削減と行政負担の平準化から鑑みた適切な運営期間について検討します。

##### ②老朽化対策の実施

建設後35年以上経過しているセンターについて、施設劣化度調査（令和元年度実施）の結果、劣化が進んでいると指摘された施設箇所・設備について改修を行います。

##### ③施設機能の向上

青少年や学校の利用は一定保持しつつ、企業研修、少人数グループなど幅広い世代、客層による利用が増加するよう、年中利用される施設に向けた改修を実施するとともに、時代のニーズに即した新しい機能付加を行います。

##### ④便益施設（民間施設）の設置と運営

利用客の増加や収益に寄与する店舗や施設の設置を促します。なお、経費負担、責任分担、所有・管理の在り方については、今後検討を行います。

#### 4 今後の予定

今回の官民連携手法については、全国的には事例が増えてきているものの、三重県としてはほとんど例のない手続きとなることから、民間事業者の意見をより多く丁寧に把握した公募資料になるよう、2(2)①～⑤の一連の手続きの前に、本事業の基本的な考え方を民間事業者に示し、意見交換を行うことを考えており、より魅力のある事業案、自由度の高い民間提案を引き出すことが可能となるよう、今後準備を進めていきます。

また、指定管理者選定の手続きと同様に、全体事業費にかかる債務負担行為予算案は2月定例会議に提出します。

なお、契約までの手続きに必要な条例改正については、現在検討しているところです。

## 8 三重県総合教育会議の開催状況について

### 1 令和2年度第4回総合教育会議

(1) 開催年月日 令和2年11月13日

(2) 出席者 知事、県教育委員会（教育長、教育委員4名）

(3) 協議事項 ① 学力向上・体力向上について

② 自立と社会参画に向けた外国人児童生徒教育について

(4) 主な意見（○：教育委員会、●：知事）

#### ① 学力向上・体力向上について

○ 新型コロナウイルス感染症対策に伴い「全国学力・学習状況調査」、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が中止となった中、今年度各学校において実施した「みえスタディチェック」や「50メートル走」などのデータをもとに、問題を特定し、対策を講じていくことが大切である。

また、これまで学校が果たしてきた役割や地道な取組を再評価し、今後につなげていくことも大切である。特に、子どもたちの自己肯定感が低いので、自信を持てるよう対策を講じていくことが求められている。

○ 低学年時から学ぶことの楽しさを子どもたちに伝えていくことが重要である。そのために、成長に応じた指導・教育方法を教員間で共有し、取組を継続的に実施していくことが重要である。

○ ICTの活用にあたっては、生徒の学習意欲を高めるためにどのように活用すればよいのかを一人ひとりの教員が理解することが重要である。

○ 子どもたちの理解をフォローするため、地域のボランティアの協力を得ながら、放課後学習支援等を行っていくことが必要ではないか。

○ 新型コロナウイルス感染症対策に伴うオンライン授業の実施で、新入生は「人慣れ」しておらず、他者との関係がつかめずにいると感じる発言が散見される。今後、オンライン授業の中で生徒同士が小グループで意見交換できる機会や対面とオンラインを織り交ぜていくなど、工夫が必要である。

○ 児童生徒の学習状況について、前年度との比較だけでなく、小学5年生が中学3年生となった時点での数値の動きなど、データをさまざまな視点から分析するとよいのではないか。

○ 体力向上のためには、低学年時から自然に体を動かす機会を持つことが大切である。放課後に校庭で遊ぶ子どもたちが少なくなっていることやコロナ禍で運動機会に制約があるので、子どもに体力をつけさせていくためには、子どもたち自身で目標をつくっていくなど、工夫する必要がある。

○ 令和元年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の本県結果において体力合計点が前年度を下回った要因として「授業以外での運動時間の減少」や「テレビ等の視聴時間が多い」ことが挙げられているが、幼児期の子どもたちにとってゲームやテレビが身近にあるからではないか。幼児期にスポーツがもっと身近にあれば、これまでとは違った体力向上のアプローチができるので、地域で活動しているスポーツ団体、県内社会人チームの力を借りながら、スポーツを身近なものにしていくことが必要と考える。

- 1月から2月にかけて実施する第2回みえスタディチェックにおいては、市町・学校単位で問題の所在やその対策について検討していけるよう市町を支援していきたい。

来年4月からICTを活用した教科指導等が実施されるので、子どもたちの意欲が高まる実践例等もふまえた教職員研修を今年度後半に実施したい。

新型コロナウイルス感染症対策に伴い部活動が特に大きな影響を受けた中で実施した代替大会の成果と課題を、今後の取組へとつなげたい。また、部活動と総合型地域スポーツクラブとの連携について、子どもたちが安全に楽しめることと競技力向上の両面をふまえた対応を検討していきたい。

- ICTを活用した学びで伸びる子どももいれば戸惑いを感じる子どももいる中で、ICTを活用するという「手段」の実現で満足するのではなく、ICT活用の「目的」をしっかりと認識し進めていってほしい。
- 国体・全国障害者スポーツ大会局では成人の運動の実施促進を、医療保健部では健康づくりの取組を進めている中で、学校における子どもたちの体力向上のみならず、大人や地域、企業における健康づくりも含めて全体として施策を進めていけるよう、各部局が連携して取り組んでいけるとよい。

## ② 自立と社会参画に向けた外国人児童生徒教育について

- 学び直しの機会についてのニーズ調査の結果を見ると、外国人が日本語を学ぶ場としてだけでなく、日本人も含めて夜間中学の設置を求める声も一定数ある。これを3年間継続して学びたいというニーズと捉えるなら、夜間中学を整備する意義はあると感じる。
- 10代から学ぶことの重要性を認識してもらうことが大切である。そのためには、保護者の子どもへの教育観が重要なので、地域の外国人コミュニティにおけるキーマンの協力を得ながら日本の学校や教育への理解促進を図るとよい。
- 外国人の子どもの保護者も日本語を習得する必要があるので、保護者が子どもと一緒に日本語を学べる場があるとよい。また、オンラインで同じ国の人同士がつながる場があれば、外国人の子どもの学ぶ意欲や学校へ行く楽しみを持ってもらえるのではないかな。
- 子どもに教育を受けさせる必要性を外国人の保護者に理解してもらうことが重要である。子どもの教育を進めていくため、保護者を対象とした取組にさらに力を入れていく必要がある。
- 学び直しの機会の確保についてはさまざまなニーズがあることから、他県の取組例も参考にしながら検討を進めていきたい。
- 外国人児童生徒が安心して学校生活を送ることのできるよう、教育委員会だけでなく、外国人コミュニティ等のリーダーや事業所、みえ外国人相談サポートセンター「MieCo」、外国人を支援しているNPO、日本語教室等と連携し、組織や部局の壁を越えたきめ細かな支援を進めていくことが必要である。

## 9 審議会等の審議状況について

(令和2年9月17日～令和2年11月19日)

### 1 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第2回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和2年10月15日
3 委員	座長 田口 鉄久 委員 花岡 みどり 他5名 (出席者7名)
4 諮問事項	社会教育の推進と地域の教育力向上に向けた県事業の実施計画及び実施状況について
5 調査審議結果	<p>新たな教育ビジョンのもと、「さまざまな主体との連携・協働」、「地域の課題や多様な学習ニーズへの対応」、「社会教育関係者の資質の向上」の3つのテーマについて、県事業の実施状況を説明し、取組の方向性や具体的な方策についてご意見をいただきました。</p> <p><b>【主な意見】</b></p> <p>(さまざまな主体との連携・協働について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館のマンパワー不足等の課題に対しては、公民館だけではできないところを連携・協働することによって話し合い、負荷を減らしながら効果を上げていくことを検討するべきである。</li> </ul> <p>(地域の課題や多様な学習ニーズへの対応について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館における地域課題の解決にあたっては、行政の担当者への意識づけが必要である。</li> </ul> <p>(社会教育関係者の資質の向上について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーター養成講座を受講した方が、学んだことを生かして活躍できる場の創出が必要。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：令和3年2月

## 2 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和2年11月12日
3 委員	会長 尾高 健太郎 副会長 齋藤 洋一 他委員3名（出席者 計4名）
4 諮問事項	いじめ事案への対応について
5 調査審議結果	<p>本県のいじめの状況を報告するとともに、いじめ事案への対応状況等を示し、委員から意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】 （令和元年度公立小中学校及び県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況及びその他の事項について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000人あたりのいじめの認知件数は全国と比べ低い。特に小学校で差が大きいので、いじめの認知基準についてさらに力を入れて周知する必要がある。</li> </ul> <p>（ネットパトロール及びネットみえ〜の運用状況といじめ事案への対応状況について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや虐待を受けている子どもの心の回復はスキルを持った臨床心理士がいれば、たくさん子どもたちが救われる。臨床心理士（SC）から医療へつなぐことが大切で、症状とその背景にいじめの問題があることが伝えられると適切な治療につながる。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定：令和3年3月